

3-2. 「相互運用標準モデル Ver. 5.00」の改訂・追記項目（運用指針）について

5. 運用に関する指針

本章では第●章において規定された技術に関する指針に続き、デジタル学習環境における学習 e ポータルや学習ツールが円滑かつ安全・安心に運用されるための指針を規定する。

これまで、学習 e ポータル標準モデル Ver. 4.00 までを検討する過程において議論を重ねてきたが、今年度は、文部科学省の「教育データの利活用に関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）においても、議論が行われ、以下の対応方針が示されたところである。

有識者会議における令和 6 年度議論のまとめ（案）

※令和 6 年 12 月 19 日の有識者会議資料より該当箇所を抜粋しており、今後、議論の状況により変更される可能性がある。

2-3. 今後の基本的な考え方・方向性

（略）

- また、こうした教育データ利活用の目的は、学校における教育の質的向上を図るためであることを踏まえれば、それに必要な費用負担については、基本的にはこれまでどおり、学校の設置者である自治体等が主体となるものと考えられるが、全ての自治体等が整備することが望ましいシステム構成や機能等と整理することができるものについては、自治体に対する財政的支援についても検討をしていくことが必要である。

3-3. 様々な学習リソース等を提供する民間企業における健全な競争環境

（略）

- また、自治体等における選択を可能にするためにも、民間企業が持続的に ビジネスをするためにも、ベンダーロックインが生じたり、特定の者が過度 に負担したりすることの無いような、公平で健全な環境を作っていくことが望ましい。こうした観点から、技術及び運用の両面からの課題に関し、今後 の必要な対応を挙げれば、以下の通りである。なお、これらの標準や指針に 準拠した製品やサービスを見える化する仕組みを導入し、自治体や民間企業のニーズ等を踏まえつつ改善・発展させていくことも求められる。

（特に運用的な視点からの課題及び今後の対応）

- 自治体等の選択肢が狭められないようにする観点からは、自治体等自身がシステム構成等を検討するにあたり、標準を踏まえた選択を行うことが選択の幅を確保することに繋がることを理解していただくことに加え、学習 e ポータルをはじめとするハブ的機能を有するサービス等の利用に関する標準・指針等の設定が必要である。
- 特定の民間学習 e ポータルを選択した際に、当該学習 e ポータルと特定の学習リソースが接続できないことで、当該教材等を使えなくなる恐れがあるのではないかと懸念が指摘されているが、自治体等の選択の幅を確保するためにも、例えば、標準に準拠した製品やサービスについて接続の要請があったときは、民間学習 e ポータルは原則として対応する運用¹とすべきで

¹こうした運用であっても、標準を超えた形での連携の実現可能性や費用負担等に関する事などは、その性質上双方の合意に委ねられることから、結果として接続するに至らない可能性を完全には否定しないことが適当と考えられる。

ある。こうした運用とすることで、特定の民間学習 e ポータルを選択すると特定の学習リソースとつなぐことができないというような事態は極力避けられるようにすべきである。

- また、民間学習 e ポータルには、直接販売された学習リソースや代理店販売を経由した学習リソースが自治体の要望等により連携されることがあり得る。これまで学校用教材は、学校で実態を踏まえて採択し、教材販売店が供給、教材費は保護者負担の上、教育委員会に届出を行うという形が主としてとられてきた。選択の主体が自治体又は学校のいずれの場合であっても、児童生徒の豊かな学びや教職員の適切な指導のためには、自治体や学校が主体的に判断して選択することが重要と考える。自治体等が行う契約の経緯や形態は様々あるが、児童生徒の学びの環境を最優先し、広く自由に選択できることが重要である。
- そのためにも、技術的な視点に加えて、技術の進化に伴う新たな製品・サービスも常に生じ、学習リソース等を提供する民間企業の新規参入・撤退等もあり得るからこそ、自治体等が学習 e ポータルなどハブ的機能を有する学習リソース等を変更する、選択し直す際のデータ移行の保障等に関する標準・指針等を設定することが必要である。
- 学習リソース等が相互に連携することに加え、民間学習 e ポータルを提供する民間企業が付随して実施しているサービス等も加えると、様々なビジネスモデルのもと多様なサービス等の提供がなされている。標準に従うことで相互に連携できること（相互運用性）を確保しつつも、民間企業の創意工夫に委ねられている領域において、現場のニーズに対応した多彩なサービスが提供されることは、学習 e ポータルの導入当初から期待されていたことであり、児童生徒の学びの環境の充実のためにも、これからも更なる発展が望まれるところである。こうした民間企業の創意工夫によるデータ利活用環境の充実の重要性を踏まえると、ビジネスモデルを含め、現在、民間企業の創意工夫に委ねられている領域に関し、国から特定の費用に関して、特定の対応を一律に求めることは、逆に自由な競争環境を制約することにもなりかねない懸念が極めて大きい。このため、民間学習 e ポータルを含めた学習リソース等に関する取引価格等の設定に関しては、基本的に民間の企業活動における合理的な判断や市場における契約関係に委ねることを原則とすべきと考えられるが、関係する民間企業に対しては、価格の設定を含め、通常の商慣行に照らして適正な取引となるよう努めることを求めることで、自治体等の選択を狭めないようにしていくことが必要である。
- 民間学習 e ポータルに関しては、プラットフォーム的な立場であることに伴うベンダーロックインのような懸念も指摘されるところであるが、前述した、標準に準拠した製品やサービスとの接続を基本的には拒否しない運用や、学習 e ポータルを選択し直す際のデータ移行の保障等に関する標準・指針等の設定がなされることは、そうした懸念に対する対応策としても重要である。

有識者会議において示された方針を具体化する形で、以下の通り運用指針を定めることとする。なお、本章に取り上げている事項については、状況等に応じて継続的な見直しが必要であるとともに、本章にて取り上げていない論点及び課題のうち、重要と考えられるものについての検討も引き続き求められる。

運用指針については、学習 e ポータル標準モデル Ver. 4.00 において相互運用の対象として規定されている学習 e ポータル及び学習ツールを提供する事業者主に適用されるものとして定めているが、学習 e ポータルや学習ツールを選択し、利用する主体である学校設置者や学校（以下「自治体等」という。）に深く関係するとともに、自治体等が行う契約にも影響するため、自治体等においてもこうした運用指針を把握した上で、契約等を行うことが望まれる。

5. 1 接続に対する基本的な考え方

学習 e ポータルや学習ツールの選択は、学校設置者や学校が自由にできることが必要である。この基本的な考え方に基づき、民間学習 e ポータルは、原則として、以下の対応をすることを求める。

(1) 自治体等が、特定の民間学習 e ポータルを選択した際に、特定の学習ツールが使えないことや特定の学習ツールを利用する際の利便性が低下するような事態を避ける必要がある。そのため、標準に準拠した製品やサービスについて接続の要望があったときは、それに対応すること。ただし、標準を超えた形での連携の実現可能性や費用負担等に関することなどは、その性質上当事者の合意に委ねられることから、結果として接続するに至らない可能性を完全には否定しないものであること。

なお、上記の接続要望に円滑かつ遅滞なく対応するため、技術に関する指針の精緻化を含む標準の見直し等も併せて進めることとする。

5. 2 学習 e ポータルを変更する場合の考え方

学習 e ポータルは、子供たちの学びの環境を最優先し、自治体等が自由に選択できることが重要である。

民間学習 e ポータル事業者については、新規参入・撤退等もありうるため、自治体等が民間学習 e ポータルを変更する際のデータ移行の保障等に関して、自治体等と事業者の契約等の内容として、明記しておくことが必要である。校務支援システムをはじめとする関係するシステム等も含めた相互運用性等が確保されれば、民間学習 e ポータルを円滑に変更することは基本的には可能であるが、実際の変更の際には事業者間で、技術的な確認や事務的な調整等を含む対応が必要となると考えられる。

民間学習 e ポータルに蓄積されたデータは、一般的に、自治体等と民間学習 e ポータル事業者との契約等に基づき、自治体等から民間学習 e ポータル事業者が取扱いの委託を受ける形で取得しているものである。

このことを踏まえ、民間学習 e ポータル事業者が自治体等と行う契約等については原則として、以下の内容を盛り込むこととする（実証用学習 e ポータルを選択する場合において併せて選択するハブ機能を有するシステムがある場合については、当該ハブ機能を有するシステムを提供する事業者と自治体等が行う契約等の内容についても、同様の扱いとすることが望ましい。）。

(1) 当該民間学習 e ポータルが利用されなくなる場合には、当該民間学習 e ポータルを提供する事業者（以下「変更前事業者」という。）は、委託期間終了時のデータの消去とともに、契約等に基づき取得したデータについて委託元の自治体等が直接管理及び利用等可能な状態にするために必要な対応（以下「引き渡し」という。）を行うこと。その際、当該データの意味するところや扱いに関する必要な説明を付すこと。

(2) (1) に掲げるデータの引き渡しを受けた自治体等は、変更した後の民間学習 e ポータルを提供する事業者（以下「変更後事業者」という。）に必要なデータを提供等することになるが、変更前事業者は、自治体等から新たに委託等の契約により提供等を受けたデータを管理することになった変更後事業者からの当該データに関する問い合わせに可能な限り対応すること。

なお、参考として、過去に民間学習 e ポータルのサービスを終了した事業者が、変更後事業者に引き渡しを行った際の手順等や留意すべき点を参考情報として別添にまとめる。

5. 3 費用に関する考え方

自治体等が民間学習 e ポータルを経由した学習ツールの利用を希望すること等により接続作業を行う場合において、費用を関係者間でどのように分担するかについては、自治体等における財政的制約をはじめとする諸条件のほか、民間学習 e ポータルや学習ツール事業者における民間の企業活動としての合理的な判断に関わるものであることから、基本的には個別の契約関係に委ねることを原則とすべきと考えられる。

しかし、自治体等の選択を可能な限り狭めず、適切な判断を確保できるようにする観点からは、民間学習 e ポータル及び学習ツールを提供する事業者には、原則として、以下のような対応をすることを求める。

- (1) 児童生徒の学びの環境の観点から自治体等が広く自由に選択できることが重要であるという考え方ともに、5. 1 及び 5. 2 に記載の考え方に基づき、価格の設定を含め、通常の商慣行に照らして適正な取引となるように努める。
- (2) 取引の相手方はもとより、必要に応じて製品やサービスを利用する自治体等に対しても、その求めに応じて必要な説明を行うことや情報を提供するよう努める。

なお、文部科学省教育データ標準 4.0 (2024 年 3 月文部科学省※)、教育データの利活用に係る留意事項 (第 2 版) (2024 年 3 月文部科学省※)、教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン (2024 年 1 月文部科学省※) など関連する分野において定められている標準等も別途、従うことを基本とする。

※更新される場合にはいずれも更新後のものをいう。